

国家戦略特区 WG ヒヤリング

2013年7月8日

新しい学校の会理事長 桃井 隆良

1. 新しい学校の会（旧学校設置会社連盟）概要

- 1) 構造改革特区（教育特区）による株式会社立学校の団体として2005年10月創立。
- 2) 所属15法人。大学院大学2校、通信制高校15校、全日制高校1校、全日制中学1校。

2. 未来のあるべき日本の学校の姿：「自由」⇔「多様性」が重要

- (1) 近代学校：近代国家形成を目指す「国民の創出」のための学校。大成功したが・・・・・・。
- (2) ポスト近代学校=教育、学びの自由（=多様性がある）が保障されている学校
教育の自由=学校選択の自由、教師選択の自由、学習内容選択の自由など

3. 国家戦略特区の制度設計について：構造改革特区の限界を踏まえて

- (1) 構造改革特区での経験と感じた限界（=学校法人とイコールフットィングではない）
 - 1) 株式会社立学校（以下株立学校）は認められたが、学校法人との差別は残った。
学校法人=法人税、固定資産税の免除+私学助成金、株立学校には全く無い。
 - 2) 当初は無かったルールないし指導が後から追加：たとえば通信制高校での事例
2006年「面接指導」、2012年「面接指導、添削指導、試験は特区内」で行うよう通知
→株立学校の通信制高校にとって、学校法人立に比べて極めて不合理で競争劣位。
- (2) 国家戦略特区の制度設計に向けて（本日の本旨ではありませんが）
 - 1) トータルな制度整備：たとえば学校運営主体を多様にしよと思うなら、株式会社の参入を認めるだけでなく、イコールフットィング確保まで視野に入れる必要がある。
 - 2) 不透明な指導行政を排し、法律でルールを明確にすること。
 - 3) 規制改革の全国展開を原則とすること。

4. 国家戦略特区で扱う規制改革課題について

- (1) バウチャー制度
学校法人と株立学校のイコールフットィングを確保するには、最もわかりやすいのは、私学助成をバウチャー給付に切り替えること。
- (2) 公設民営学校
これまでは、（公立や学校法人立の外側で）「新しい学校を作る」取り組みをしてきた。しかし、学校教育全体にインパクトを与えるには、「公立学校を変える」取り組みが必要。公立通信制高校の民間委託、公立通学制学校全体の民間委託、科目別の民間委託など。
- (3) 複数地域にまたがる株立学校特区：たとえば株立通信制高校
「添削指導、試験を特区内で」という指導は中止すべきと考える。どうしても継続するのであれば、複数の特区地域にまたがって運営できるような制度（たとえば、学校の場所は名古屋、試験会場は大阪、東京、札幌でできるなど）を検討したらどうか。ただし、インターネット受験を認めないのは、ネット教育時代に逆行していると思料する。以上